

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年6月定例会

議案の 件名	議案第37号 交野市空家等対策協議会条例の制定について			政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき交野市空家等対策協議会を設置する。		北河内の他6市において、同様の条例が制定されている。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
		2,794					2,794
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
近年の少子高齢化、核家族化、人口減少の進展や社会ニーズの変化などにより、空家が増え全国的な問題となっている。 そのような状況の中で、本市においても今後空家が増えることが予想されることから、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、協議会を設け、空家等対策計画を策定する。		総事業費 2,794 千円にかかる内訳 ・ 交野市空家等対策協議会 委員報酬 294 千円 ・ 空家等対策計画策定業務委託 2,500 千円					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、協議会を設けて、空家等対策計画を定めることができたこととなったので、平成29年度に計画の策定に向け、市内の空家等に係る現況の把握を目的とした空家実態調査を実施した。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		・ マナーを守り、周りに迷惑となることをしないよう心掛けている ・ まちなかの空き地や空き家をみんなで有効に活用している			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称	交野市都市計画マスタープラン				
		策定年度	平成23年度（現行計画）				
		計画期間	平成32年度まで				
〈市民参加の状況〉							
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		公布の日から施行			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		都市計画部	都市計画課	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（条例概要）			

交野市空家等対策協議会条例の制定について

1. 条例制定の目的について

近年の少子高齢化、核家族化、人口減少の進展や社会ニーズの変化などにより、全国的に空家が増加し、社会問題となっている。

そのような状況のなかで、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が完全施行され、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、協議会を設けて、空家等対策計画を定めることができることとなった。

そこで、本市においても国の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針やガイドライン及び大阪府の空家総合戦略をもとに、空家等対策計画の策定や空家等に関する施策を実施するための組織として、市長及び学識経験者等の外部委員で構成する交野市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議会の所掌事務について

- (1) 法第6条に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

3. 協議会の構成員について（案）

条例上の定数 市長及び10人以内の委員

- (1) 市長
- (2) 学識経験者（6人程度）
法務関係者、建築関係者、不動産関係者、福祉関係者、環境関係者等
- (3) 関係行政機関の職員（2人程度）
警察関係者、消防関係者等
- (4) 地域住民（2人程度）
区長等

4. 条例の施行日について

公布の日から施行する。

(参考)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (抜粋)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用
の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処
に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。